



議案第八十六号

併用林道協定書の更新について
三朝町認定の左記併用林道の協定書を別紙の併用林道
協定書のとあり更新する

昭和四十一年十二月十六日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾管年拾貳拾六日原案可決

記 三朝町議会議長 矢田秀雄

- 一 中津林道
- 一 鉛山林道
- 一 中津林道支線
- 一 中津林道竹田谷線
- 一 鉛山林道
- 一 柿谷林道

併用林道協定書

三朝町認定の道路 中津林道 線を営林署事業上の都合により併用林道にするため、下記条項により協定したので本書2通を作成し双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

(甲) 鳥取県東伯郡三朝町長 坂出 雅己 印

(乙) 倉吉営林署長 小倉 康彦 印

記

1. この協定で三朝町を甲、倉吉 営林署を乙とする
2. この道路の管理者は甲とする。
3. 併用林道に編入する道路は 起点三朝町倉吉線919番
終点三朝町中津線212番
の区間、延長 8,074 m、巾員 3.6~4.0 mとする。
4. 乙はこの道路の併用の理由が解消したと認めるとき、甲と協議のうえ併用を解除するものとする。
5. 甲は、この道路が併用されている期間中に、この道路を廃止し、またはこの道路にともなう権利を第三者に譲渡する場合には乙に協議しその承諾を受けなければならない。

6. この道路の管理者は、この道路を常時良好な状態に保つよう努めなければならない。
7. この道路の修繕および改良に要する費用は、甲、乙協議し原則として受益の程度をもとにして負担するものとする。
8. 甲または乙が必要と認める場合は、それぞれの負担においてみずから前項の工事をおこなうことができるものとする。
9. この道路の災害復旧工事は、原則として受益の程度をもとにし甲、乙協議のうえ、負担工事箇所を定めそれぞれ実施するものとする。ただし、甲または乙の必要によつて、それぞれの負担工事箇所をこえて復旧工事をおこなうときはその費用は実施したものの負担とする。
10. 甲は、前項により乙が実施した災害復旧工事が、災害復旧事業費国庫負担金または補助金の対象とならないよう措置するものとする。
11. この道路の特殊修繕または改良等で特に営林局署事業上必要あるものについては、双方協議のうえその施行は乙においてすることができるものとする。
12. 甲は、乙がこの道路に関する工事をおこなう場合において必要とする林道用地の提供その他一切の措置を、原則として甲の負担においておこなうものとする。

13. この道路に關する費用の負担は、国有林野の産物買受人および国有林野事業の請負人に対しては一切賦課しないものとする。
14. 本協定に定められていない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。
15. この道路の併用協定期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、必要に依り甲、乙協議のうえ期間を更新することができるものとする。

併用林道協定書

三朝町認定の道路 鉛山林道 線を管林署事業上の都合により併用林道にするため、下記条項により協定したので本書2通を作成し双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

(甲) 鳥取県東伯郡三朝町長 坂出雅己 印

(乙) 倉吉管林署長 小倉康彦 印

記

1. この協定で三朝町を甲、倉吉管林署を乙とする。
2. この道路の管理者は甲とする。
3. 併用林道に編入する道路は 起点三朝町大字柿谷地内県道
終点三朝町大字鉛山鉛山管林33番班民有地界
の区間、延長 $\frac{4,420}{1,333}$ m、巾員 $\frac{30-40}{18}$ m とする。
4. 乙はこの道路の併用の理由が解消したと認めるとき、甲と協議のうえ併用を解除するものとする。
5. 甲は、この道路が併用されている期間中に、この道路を廃止し、またはこの道路にともなり権利を第三者に譲渡する場合には乙に協議しその承諾を受けなければならない。

6. この道路の管理者は、この道路を常時良好な状態に保つよう努めなければならない。
7. この道路の修繕および改良に要する費用は、甲、乙協議し原則として受益の程度をもとにして負担するものとする。
8. 甲または乙が必要と認める場合は、それぞれの負担においてみずから前項の工事をおこなうことができるものとする。
9. この道路の災害復旧工事は、原則として受益の程度をもとにし甲、乙協議のうえ、負担工事箇所を定めそれぞれ実施するものとする。ただし、甲または乙の必要によつて、それぞれの負担工事箇所をこえて復旧工事をおこなうときはその費用は実施したものの負担とする。
10. 甲は、前項により乙が実施した災害復旧工事が、災害復旧事業費国庫負担金または補助金の対象とならないよう措置するものとする。
11. この道路の特殊修繕または改良等で特に営林局署事業上必要あるものについては、双方協議のうえその施行は乙においてすることができるものとする。
12. 甲は、乙がこの道路に関する工事をおこなう場合において必要とする林道用地の提供その他一切の措置を、原則として甲の負担においておこなうものとする。

13. この道路に関する費用の負担は、国有林野の産物買受人および国有林野事業の請負人に対しては一切賦課しないものとする。
14. 本協定に定められていない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。
15. この道路の併用協定期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、必要に応じ甲、乙協議のうえ期間を更新することができるものとする。

併用林道協定書

朝町認定の道路鉛山林道支線を営林署事業上の都合により併用林道にするため、下記条項により協定したので本書2通を作成し双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

(甲) 鳥取県東伯郡三朝町長 坂出 雅己 印

(乙) 倉吉営林署長 小倉 康彦 印

記

1. この協定で三朝町を甲、倉吉営林署を乙とする
2. この道路の管理者は甲とする。
3. 併用林道に編入する道路は
起点 三朝町大字鉛山池内鉛山林道分岐点
終点 三朝町大字鉛山字墓の谷ノノ番次ス
の区間、延長 514m、巾員 26mとする。
4. 乙はこの道路の併用の理由が解消したと認めたとき、甲と協議のうえ併用を解除するものとする。
5. 甲は、この道路が併用されている期間中に、この道路を廃止し、またはこの道路にともなう権利を第三者に譲渡する場合には乙に協議しその承諾を受けなければならない。

6. この道路の管理者は、この道路を常時良好な状態に保つよう努めなければならない。
7. この道路の修繕および改良に要する費用は、甲、乙協議し原則として受益の程度をもとにして負担するものとする。
8. 甲または乙が必要と認める場合は、それぞれの負担においてみずから前項の工事をおこなうことができるものとする。
9. この道路の災害復旧工事は、原則として受益の程度をもとにし甲、乙協議のうえ、負担工事箇所を定めそれぞれ実施するものとする。ただし、甲または乙の必要によつて、それぞれの負担工事箇所をこえて復旧工事をおこなうときはその費用は実施したものの負担とする。
10. 甲は、前項により乙が実施した災害復旧工事が、災害復旧事業費国庫負担金または補助金の対象とならないよう措置するものとする。
11. この道路の特殊修繕または改良等で特に営林局等事業上必要あるものについては、双方協議のうえその施行は乙においてすることができるものとする。
12. 甲は、乙がこの道路に関する工事をおこなう場合において必要とする林道用地の提供その他一切の措置を、原則として甲の負担においておこなうものとする。

13. この道路に関する費用の負担は、国有林野の産物買受人および国有林野事業の請負人に対しては一切賦課しないものとする。
14. 本協定に定められていない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。
15. この道路の併用協定期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、必要に応じ甲、乙協議のうえ期間を更新することができるものとする。

併用林道協定書

三朝町認定の道路 村谷林道線を営林署事業上の都合により併用林道にするため、下記条項により協定したので本書2通を作成し双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

(甲) 鳥取県東伯郡三朝町長 坂出 雅己 印

(乙) 倉吉営林署長 小倉 康彦 印

記

1. この協定で三朝町を甲、倉吉営林署を乙とする。
2. この道路の管理者は甲とする。
3. 併用林道に編入する道路は 起点三朝町大字村谷字光159(樹林道との交点) 終点三朝町大字村谷字芦谷①の1 の区間、延長 922 m、巾員 3.0 mとする。
4. 乙はこの道路の併用の理由が解消したと認めるとき、甲と協議のうえ併用を解除するものとする。
5. 甲は、この道路が併用されている期間中に、この道路を廃止し、またはこの道路にともなう権利を第三者に譲渡する場合には乙に協議しその承諾を受けなければならない。

6. この道路の管理者は、この道路を常時良好な状態に保つよう努めなければならない。
7. この道路の修繕および改良に要する費用は、甲、乙協議し原則として受益の程度をもとにして負担するものとする。
8. 甲または乙が必要と認める場合は、それぞれの負担においてみずから前項の工事をおこなうことができるものとする。
9. この道路の災害復旧工事は、原則として受益の程度をもとにし甲、乙協議のうえ、負担工事箇所を定めそれぞれ実施するものとする。ただし、甲または乙の必要によつて、それぞれの負担工事箇所をこえて復旧工事をおこなうときはその費用は実施したものの負担とする。
10. 甲は、前項により乙が実施した災害復旧工事が、災害復旧事業費国庫負担金または補助金の対象とならないよう措置するものとする。
11. この道路の特殊修繕または改良等で特に営林局等事業上必要あるものについては、双方協議のうえその施行は乙においてすることができるものとする。
12. 甲は、乙がこの道路に関する工事をおこなう場合において必要とする林道用地の提供その他一切の措置を、原則として甲の負担においておこなうものとする。

13. この道路に関する費用の負担は、国有林野の産物買受人および国有林野事業の請負人に対しては一切賦課しないものとする。
14. 本協定に定められていない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。
15. この道路の併用協定期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、必要に応じ甲、乙協議のうえ期間を更新することができるものとする。

併用林道協定書

三朝町認定の道路中津林道竹田谷線を営林署事業上の都合により併用林道にするため、下記条項により協定したので本書2通を作成し双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

(甲) 鳥取県東伯郡三朝町長 坂出雅己 印

(乙) 倉吉営林署長 小倉康彦 印

記

1. この協定で三朝町を甲、倉吉営林署を乙とする
2. この道路の管理者は甲とする。
3. 併用林道に編入する道路は
起点三朝町大字中津字向原 中津林道分岐点
終点三朝町大字中津字大坪4レ 939
の区間、延長 1,785 m、巾員 2.0 mとする。
4. 乙はこの道路の併用の理由が解消したと認めたとき、甲と協議のうえ併用を解除するものとする。
5. 甲は、この道路が併用されている期間中に、この道路を廃止し、またはこの道路にともなう権利を第三者に譲渡する場合には乙に協議しその承諾を受けなければならない。

6. この道路の管理者は、この道路を常時良好な状態に保つよう努めなければならない。
7. この道路の修繕および改良に要する費用は、甲、乙協議し原則として受益の程度をもとにして負担するものとする。
8. 甲または乙が必要と認める場合は、それぞれの負担においてみずから前項の工事をおこなうことができるものとする。
9. この道路の災害復旧工事は、原則として受益の程度をもとにし甲、乙協議のうえ、負担工事箇所を定めそれぞれ実施するものとする。ただし、甲または乙の必要によつて、それぞれの負担工事箇所をこえて復旧工事をおこなうときはその費用は実施したものの負担とする。
10. 甲は、前項により乙が実施した災害復旧工事が、災害復旧事業費国庫負担金または補助金の対象とならないよう措置するものとする。
11. この道路の特殊修繕または改良等で特に営林局業務上必要あるものについては、双方協議のうえその施行は乙においてすることができるものとする。
12. 甲は、乙がこの道路に関する工事をおこなう場合において必要とする林道用地の提供その他一切の措置を、原則として甲の負担においておこなうものとする。

13. この道路に關する費用の負担は、国有林野の産物買受人および国有林野事業の請負人に対しては一切賦課しないものとする。
14. 本協定に定められていない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。
15. この道路の併用協定期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、必要に応じ甲、乙協議のうえ期間を更新することができるものとする。